

保 発 0408 第 8 号
令和 8 年 4 月 8 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令等の公布について (通知)

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令 (令和 8 年政令第 133 号。以下「改正令」という。) 及び高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令等の一部を改正する省令 (令和 8 年厚生労働省令第 80 号。以下「改正省令」という。) が本日公布されたところです。

改正令及び改正省令の内容は下記のとおりですので、御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

記

第 1 改正令の概要

- 1 高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和 57 年法律第 80 号) 附則第 2 条の病床転換助成事業について、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令 (平成 19 年政令第 325 号。以下「高齢者算定政令」という。) 附則第 5 条に定める当該事業の期限を令和 8 年 3 月 31 日から令和 15 年 3 月 31 日まで延長すること。

ただし、第 199 回社会保障審議会医療保険部会 (令和 7 年 10 月 2 日) における議論を踏まえ、都道府県における病床転換助成事業は、原則、令和 12 年 3 月 31 日を期限日として行うこととする。一方、同日時点で病床転換助成事業を利用して病床の転換を行っており、同日以降も複数年度にわたり転換を行う必要がある保険医療機関がある場合は、同日以降も当該保険医療機関に対して助成が行われるよう、当該転換が完了する日の属する年度の末日 (最長令和 15 年 3 月 31 日) を期限日として病床転換助成事業を行うこととする。

- 2 高齢者算定政令附則第 8 条の 2 に定める対象年度を令和 7 年度から令和

15年度まで、延長すること。

ただし、本改正についても、1に記載する原則の期限日である令和12年3月31日の属する年度の翌年度である令和13年度を期限日とすることを原則とし、令和12年3月31日時点で病床転換助成事業を利用して病床の転換を行っており、同日以降も複数年度にわたり転換を行う必要がある保険医療機関がある場合は当該保険医療機関において当該転換が完了する日の属する年度の翌年度（最長令和15年度）を期限日とする。

3 その他所要の改正を行うこと。

第2 改正省令の概要

1 高齢者算定省令附則第7条において、病床転換助成事業の対象病床は、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床及び医療の効率的な提供の推進のために病床の転換が必要と認められる病床とされているところ。

病床転換助成事業は病床の機能分化・連携の推進に資するものであり一般病床から介護医療院への転換ニーズが認められることから、一般病床すべてを病床転換助成事業の対象とすることとし、高齢者算定省令附則第7条に規定する病床転換助成事業の対象病床は、医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床及び同項第5号に規定する一般病床とすること。

2 改正令により、第1の1のとおり、高齢者算定政令附則第5条に定める病床転換助成事業の期限が令和15年3月31日まで延長されたことに伴い、国保組合の事務費負担金及び療養給付費等補助金並びに都道府県の高額医療費負担金の算定において、病床転換支援金の納付に要する費用の額を算定対象に含む国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和47年厚生省令第11号）の読替規定の期限等も、令和15年3月31日まで延長すること。なお、当該期限についても、第1の1ただし書きと同様とする。

3 その他所要の改正を行うこと。

第3 施行期日

改正令及び改正省令は、本日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

第4 その他

病床転換助成事業については、第1の1に記載のとおり事業の期限を最長令和15年3月31日まで延長するとともに、第2の1に記載のとおり対象病床の見直しや補助単価の見直しを行ったことから、今般、別添のとおり周知資料を作成した。各都道府県におかれては、別添を参考とした上、医療機関等に対して周知を図っていただきたい。